

第1回 統計委員会 議事概要

1 日 時 平成 19 年 10 月 5 日 (金) 17 : 00 ~ 18 : 35

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 共用第 2 特別会議室

3 出 席 者

【委員】

竹内委員長、吉川委員長代理、阿藤委員、井伊委員、大沢委員、大守委員、佐々木委員、出口委員、野村委員、廣松委員、舟岡委員、門間委員、美添委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府経済社会総合研究所長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、
厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、
経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報管理部長
日本銀行調査統計局審議役（統計担当）東京都総務局統計部長

【事務局等】

大田内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）増田総務大臣、
内田内閣府事務次官、松山内閣府総括審議官、中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長
貝沼総務省政策統括官（統計基準担当）會田総務省統計審査官

- 4 議 事 (1) 統計委員会委員及び専門委員の発令について
(2) 委員長の互選及び委員長代理の指名
(3) 委員会の運営について
(4) 総務大臣からの諮問第 1 号「平成 20 年に実施される住宅・土地統計調査の計画について」
(5) 今後の進め方について
(6) その他

5 議事概要

冒頭、大田内閣府特命担当大臣及び増田総務大臣からあいさつが行われた後、以下の議事が進められた。

(1) 統計委員会委員及び専門委員の発令について

事務局から、資料 1 に基づき、統計委員会委員及び専門委員の発令について報告があった。

(2) 委員長の互選及び委員長代理の指名

委員の互選により、委員長に竹内委員が選出され、また、吉川委員が、竹内委員長から委員長代理に

指名された。

(3) 委員会の運営について

総務省政策統括官から、資料2、3に基づき、統計法の概要等について説明があった。

事務局から、資料4、5、6に基づき、統計委員会運営規則案等について説明があった後、いずれも案のとおり決定され、これに基づき、本委員会の下に基本計画部会及び人口・社会統計部会が設置されることになった。また、両部会の部会長並びに部会に属する委員及び専門委員については、竹内委員長の名義により資料7のとおりとすることとされた。

(4) 総務大臣からの諮問第1号「平成20年に実施される住宅・土地統計調査の計画について」

総務省統計審査官から、資料8に基づき、諮問内容の説明が行われた後、質疑等が行われた。その後、本諮問については人口・社会統計部会に付議されることとなった。質疑等の際の主な意見は以下のとおり。

住宅・土地統計調査については、今後の部会において、前回調査実施時にユーザーニーズに対応するため変更した標本設計等に関する変更効果、当該調査による世帯が所有する住宅の資産価値の把握可能性を念頭に審議してほしい。

各委員が個別統計に関する部会審議において審議を望む事項があれば、事務局を通じて文書で要望することにしてはどうか。

(5) 今後の進め方について

事務局から、資料9に基づき、今後統計委員会に設置すべき部会について説明があった後、委員会の今後の進め方などについて意見交換が行われた。各委員の主な意見は次のとおり。

電子化、ネットワーク化は今後の統計作成に当たり大きな影響があると思われるため、これらの問題を統計委員会の中でどのような形で扱うのかを検討すべきである。

統計法の全面施行までの間、個別統計に関する部会審議においては、諮問事項に関する事項を審議することを原則としつつも、関連する他の統計との関係等ある程度幅広い議論もできるようにすべき。

現在、指定統計調査の調査票の目的外使用については、使用申請手続が煩雑であり、かつ申請から実際に使用可能になるまで半年から1年もかかるとのことである。こうした状況は早急に改善すべきであり、理想としては申請から1ヶ月以内に使用の可否について判明することが望ましい。

統計委員会は、他の審議組織とは異なり、事務局から提示された事項を審議するのみならず、各委員が積極的に統計に関する諸問題を研究し、その成果を踏まえて提言するよう努めるべきではないか。

(6) その他

次回委員会は10月29日(月)の15:00~17:00に、また、基本計画部会の第1回の会合は10月15日(月)の13:30~15:30に開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>